

松本市告示第504号

松本市アルプス公園管理運営検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年11月 1日

松本市長 臥雲 義尚

松本市アルプス公園管理運営検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アルプス公園北側拡張部の管理及び運営について市民の意見を聴くため、松本市アルプス公園管理運営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、アルプス公園北側拡張部の管理及び運営について、意見又は提言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 市民、利用者の代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長は、会長が務める。

- 2 委員会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年 月 日から施行する。
(アルプス公園管理運営検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 アルプス公園管理運営検討委員会設置要綱(平成16年告示第49号)は、廃止する。